

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律における再構築事業の位置付け

地域公共交通の活性化・再生の必要性

住民の足の確保、ユニバーサル社会の実現

活力ある都市活動、観光振興

環境問題等への対応

地域公共交通活性化・再生法スキーム概要

協議会

市町村

公共交通事業者

道路管理者

港湾管理者

公安委員会

住民

等

地域公共交通総合連携計画

地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画

地域公共交通特定事業

軌道運送高度化事業
(LRTの整備)



道路運送高度化事業
(BRTの整備)
(オムニバスタウンの推進)



海上運送高度化事業
(海上運送サービスの改善)



乗継円滑化事業
(乗り継ぎの改善)



鉄道事業再構築事業

- 地方鉄道の再構築による
輸送の維持 -



鉄道再生事業
(地方鉄道の再生)



地域公共交通総合事業

・地域のバス交通の活性化や、地方鉄道の活性化等による地域住民や観光客のための公共交通サービスの改善
・地域による利用促進活動 等



総合事業計画を策定

連携計画に特定事業を定めた場合は、当該事業の実施計画を策定

国土交通大臣による計画の認定 (鉄道再生事業のみ届出)

法律上の特例措置

・LRT整備に関する軌道事業の上下分離制度の導入
・LRT車両購入費等について自治体助成部分の起債対象化等

・計画認定による事業許可等のみなし取得
・BRTの車両購入費、オムニバスタウン計画に基づく施設整備事業等について自治体助成部分の起債対象化等

・計画認定による事業許可等のみなし取得

・計画認定による事業計画変更認可等のみなし取得
・運行計画を事後届出制に緩和
・共通乗車船券に係る一括届出化

・計画認定による事業許可等のみなし取得
・「公有民営化」方式の上下分離について、事業許可基準のうち事業採算性等に係るものを適用しない特例

+ 補助予算、地方財政措置等の総合的パッケージによる支援措置

・鉄道再生実施計画作成のための廃止予定日の延期等

補助金による支援

・計画策定経費支援 (定額)
・総合事業計画に基づく事業について、1/2補助 (政令市では1/3)

鉄道事業再構築事業の概要

鉄道事業再構築事業

市町村等と鉄道事業者が共同で計画を作成し、実施
 継続が困難又は困難となるおそれのある旅客鉄道事業を対象

内容

経営の改善
 市町村等の支援
 +
 事業構造の変更
 例：上下分離

目的

当該路線における
 輸送の維持



国土交通大臣による計画の認定

特例措置

1. 鉄道事業法の許可等を受けなければならないもの等について、計画の認定により一括で許可等を受けたものとみなす等の特例
2. 現行の鉄道事業法では実施できない「公有民営化」方式の上下分離()について、同法における事業許可基準のうち事業採算性等に係るものを適用しないことにより、その実施を可能とする特例
 () 地方公共団体が鉄道線路を保有し、これを運行事業者に無償で使用させるもの

支援措置

鉄道設備整備に対する「鉄道軌道輸送高度化事業費補助金」や「地域公共交通活性化・再生総合事業費補助」等の予算、税制特例、地方財政措置等を含む総合的なパッケージにより重点的に支援。

事業構造の変更の実施パターン

今回の若桜鉄道のケース

- 第一種鉄道事業者
 ・「運行」、「鉄道施設(土地)保有」を一体的に行う
- 第二種鉄道事業者
 ・第三種鉄道事業者が保有する鉄道施設を使用して鉄道事業を行う
- 第三種鉄道事業者
 ・第二種鉄道事業者に鉄道施設を貸し付ける

公有民営の例

既存事業者
 (第二種事業者)
 運行

(無償貸与)

自治体
 (第三種事業者)
 鉄道施設保有
 土地保有

重要な資産の譲渡の例

既存事業者
 運行
 鉄道施設保有

(無償貸与)

自治体
 土地保有

福井鉄道のケース

上下分離の例

新設3セク
 運行

(賃貸)

既存事業者
 鉄道施設保有
 土地保有

既存事業者
 運行

(賃貸)

新設3セク等
 鉄道施設保有
 土地保有

事業譲渡の例

新設3セク
 運行
 鉄道施設保有
 土地保有

(事業譲渡)

既存事業者
 運行
 鉄道施設保有
 土地保有

若桜鉄道の鉄道事業再構築事業の概要

再構築事業実施スキーム

(計画期間:10年間 平成21年度~30年度)

若桜鉄道(株)

(第一種鉄道事業者
第二種鉄道事業者)

運 行

車両保有

鉄道用地・
鉄道施設の
無償譲渡

鉄道用地・
鉄道施設の
無償貸付

若桜町、八頭町(沿線2町)

(2町それぞれが第三種鉄道事業者)

維持管理

インフラ保有

土地保有

地域公共交通活性化・再生総合事業費補助

協議会

国

地域の連携

施設の維持修繕、設備
投資に係る業務の委託
委託費:約46百万円/年

鉄道軌道輸送高度化事業費補助

設備投資費用の補助
約1億円(10年間)

両町に対する
財政支援
25百万円(21年度分)

鳥取県

具体的施策と効果

効果

利用促進策による増収と鉄道施設の維持管理負担の軽減により、計画期間中を通じて概ね収支均衡を達成するとともに、安全・安定した運行を維持。

具体的な施策

安全で快適な輸送サービスの確保

鉄道施設の維持修繕の着実な実施

(10年間:420百万円)

鉄道施設の老朽更新等の着実な実施

(10年間:310百万円)

地域が一体となって展開する利用促進による増収

自治体職員による利用促進

・若桜町、八頭町職員の鉄道通勤へのシフト、公務利用等

沿線住民による利用促進

・自治会等による計画的な回数券購入等

観光資源を活用した需要喚起による増収

各種イベントの企画・開催

・SL等車両運転体験等

観光観点商品の企画・販売

・団体ツアー誘致、関連グッズ販売等

その他

地域と連携した利用促進による増収

マイレール意識の醸成

各種経費抑制施策の維持

若桜鉄道若桜線 対象地域・路線図

鳥取市

